

令和7年12月 北九州市議会定例会について（消防局）

議 案

1 北九州市火災予防条例の一部改正について	・・・ P 2
2 令和7年度 北九州市一般会計補正予算（第4号）	・・・ P 3

北九州市火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

令和7年2月から3月に岩手県、愛媛県などで相次いだ大規模な林野火災を受け、総務省消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開き、林野火災に向けた消防防災対策のあり方について報告書をとりまとめた。

この内容を踏まえて、全国の自治体の火災予防に関する条例のひな型となる「火災予防条例(例)」が8月29日付・消防庁通知により改正されたため、これに合わせて北九州市火災予防条例（以下「条例」という。）を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 条例上の「火災に関する警報」が、消防法に基づくものであることを明確にする。
- (2) 事務所や住宅における火を使用する設備・器具の技術革新、従前からの生活様式の変化等を踏まえ、「火災に関する警報」の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限の規定を削除する。
- (3) 「火災に関する警報」の発令中、火の使用を制限する対象区域を指定できることとする。
- (4) 早い段階から林野火災への注意を喚起するため、「林野火災に関する注意報」に関する規定を新設する。
- (5) 消防署に届出が必要な「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、たき火が含まれることを明確にする。
- (6) 消防署に届出が必要な行為の届出の対象となる期間及び区域を指定できることとする。

3 施行期日

令和8年1月1日・・・国の示す施行期日と同日

議案第185号

令和7年度 一般会計補正予算について（消防局所管分）

【歳出補正】

人件費（消防職員費）

人事委員会の勧告等に基づく給与改定（+ 3.03%）及び期末・勤勉手当支給割合の変更（+ 0.05月）等による支給増に伴い、職員給与費を増額補正するもの。

12款1項 消防費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	補正後の額
1 消防職員費	9,861,182	444,700	10,305,882